

誓約書

申請者、申請者の役員、政令で定める使用人及び法定代理人は下記の 1～10 に該当しないことを誓約します。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所

申請者

記

1. 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 3. この法律、廃棄物処理法、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシソ類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）、若しくは第 247 条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 4. この法律第 66 条（許可の取消し等）（第 72 条において読み替えて準用する場合を含む。）廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
 5. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 7. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記 1 から 6 までのいずれかに該当するもの
 8. 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに上記 1 から 6 までのいずれかに該当する者のあるもの
 9. 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの。
 10. 個人で政令で定める使用人のうちに上記 1 から 6 までのいずれかに該当する者のあるもの
- ※役員：業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者（持分 5% 以上の株主又は出資者を含む。）
- ※政令で定める使用人：申請者の使用人で、①本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、②継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、契約を締結する権限を有するものを置くものの代表者